

令和7年度(令和6年分所得)市民税・県民税申告書作成の手引き

令和7年1月1日現在で、ひたちなか市に住んでいる方は、市民税・県民税の申告書を令和7年3月17日(月)までに提出してください。

申告書は、前年の実績(市民税・県民税申告者)を基本に抽出し、申告が必要と見込まれる方に送付しています。

【申告が必要な方】

令和7年1月1日現在、ひたちなか市にお住まいの方。ただし、次のいずれかに該当する方は、必要ありません。

- ①所得税の確定申告書を提出する方
- ②令和6年中の所得が給与所得のみで、勤務先から当市に給与支払報告書が提出されている方
- ③公的年金等の所得のみの方

※ただし、上記②・③に該当する場合であっても、医療費等の各種所得控除を追加で受ける場合は申告が必要となります。

※収入がなかった方や遺族年金・障害年金のみの受給の方も、別紙を参考に作成して提出してください。

提出がありませんと、あなたに所得があるのかどうか判断できず、各種所得に関する証明書が発行出来ないことや国民健康保険税等の算定において、軽減が適用されないことがあります。

【申告書作成及び提出時に必要な書類等】

申告書を作成及び提出する際は、下記の書類等を準備し、よく確認しながら記入してください。

●本人確認するための書類(①個人番号確認書類+②身元確認書類)

①個人番号確認書類

マイナンバーカード、通知カード 等

(通知カードは、令和2年5月25日以降も通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致なら使用可)

②身元確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証 等

●所得を計算するために必要な書類

営業、農業、不動産など事業を営む方	収支内訳書(前年等のものを参考に 必ず作成してご提出ください)及び収入や経費が明らかになる書類
給与所得のある方	給与所得の源泉徴収票
年金所得のある方	公的年金等の源泉徴収票
その他の所得のある方	収入や経費が明らかになる書類

●控除を計算するために必要な書類

(令和6年1月1日から12月31日までに支払ったもの)

社会保険料控除	国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、その他の社会保険料の領収書又は証明書
生命保険料控除 地震保険料控除	生命保険料、地震保険料(長期損害保険料含む)の控除証明書
医療費控除	医療費控除の明細書(添付が必要です。 必ず作成してご提出ください) ※医療保険者から交付を受けた 医療費通知 (※1)を添付すると、明細の記入を省略可。(もれがないか確認してください) ※セルフメディケーション税制を申告する場合、 一定の取組を行ったことを明らかにする書類はご自身での保管 となります。 例) インフルエンザの予防接種や各種検診等の領収書や結果通知表
障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳 等
寄附金控除	金額、寄附先の明記された受領証明書

(※1)医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称 ⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称

～郵送による市民税・県民税の申告をお願いします～

市民税・県民税申告書作成システムをご活用ください

窓口の混雑緩和や感染症対策等のため、ご自分で申告書を作成し、必要書類を添付した郵送での申告にご協力をお願いいたします。

また、市民税・県民税申告書作成システム(給与・年金対応)が市ホームページ経由で利用可能となっております。パソコン等から作成システムに収入額や控除額等を入力後、申告書を印刷し、郵送での申告ができますので、ぜひご活用ください。

※システムに入力しただけでは、申告したことにはなりませんので、必ず印刷のうえご提出いただきますようお願いいたします。



▲市民税・県民税申告書作成システム

申告書の郵送について

本人確認するための書類(左記参照)の**コピー**と所得や控除を計算するための書類(左記参照)を必ず同封してください。

(郵送は**3月17日(月)**までに投函をお願いします)

郵送先 〒312-8501

ひたちなか市東石川2丁目10番1号

ひたちなか市総務部税務事務所 市民税課

※**確定申告**の方は、太田税務署へ直接お送りください。

《太田税務署》〒313-8686

常陸太田市金井町3662番地

～市役所会場での申告は、事前予約制となっております～

予約については、電話(029-229-1919)もしくはインターネット(市ホームページ)で受付します。必ずご予約してご来場ください。

《申告書の書き方》

1. 所得金額の計算

所得の種類	所得の計算	申告書の記入欄	
		収入	所得
営業等所得	販売、製造、飲食店、建設、外交員、漁業、干しいもなど	収入金額－必要経費	ア ①
農業所得	米、芋、野菜、果樹などの栽培、酪農品の生産など	収入金額－必要経費	イ ②
不動産所得	地代、家賃、土地家屋の権利金	収入金額－必要経費	ウ ③
配当所得	株式や出資金の配当など	収入金額－株式の元本取得に要した負債の利子	オ ⑤ ※注1
給与所得	給料、賃金、賞与など	4 ページの別表1により計算	カ ⑥
雑所得	公的年金等(国民・厚生年金・企業年金など)	4 ページの別表2により計算	キ ⑦
	業務(原稿料など又は副収入による所得)	収入金額－必要経費	ク ⑧
	その他(個人年金保険、上記以外のもの)	収入金額－必要経費	ケ ⑨
総合譲渡所得	棚卸資産以外の自動車や機械の譲渡など(所有期間が5年超は長期、5年以下は短期)	収入金額－必要経費－特別控除(最高50万円) ※長期はさらに2分の1	コ、サ ⑩ ※注1
一時所得	生命保険契約の満期金、懸賞当選の金品など	(収入金額－必要経費－特別控除(最高50万円)) ÷ 2	シ
分離課税	土地・建物の譲渡、株式の譲渡、先物取引など	分離課税等用の申告書が必要となりますので、詳しくは市民税課までお問い合わせください。	

遺族年金・障害年金・雇用保険(失業保険)等の非課税所得のみの方は、所得金額の合計「⑩」に「0」と記入し、申告書の「所得のなかった方の記載欄」の遺族年金又は障害年金等に○印をしてください。(別添記載例を参考にしてください)
(注1) オ、コ、サ、シ、⑤、⑩の記入については、市民税課までお問い合わせください。

2. 所得から差し引かれる金額の計算

控除の種類	要件	控除の計算・控除額	記入欄
社会保険料控除	国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料等の社会保険料を支払った方	支払った金額の合計	⑬
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に規定された共済契約(旧第二種共済契約を除く)掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金を支払った方	支払った金額の合計	⑭
生命保険料控除	生命保険、介護医療保険契約又は個人年金契約に係る保険料を支払った方	4 ページの別表3により計算	⑮
地震保険料控除	地震保険契約に係る保険料を支払った方	支払った金額の1/2(上限2万5千円)	⑯
旧損害保険料控除(経過措置のみ)	平成18年12月31日までに長期損害保険に加入した場合	4 ページの別表4により計算 (地震保険料控除額と合計して上限2万5千円)	
寡婦控除	夫と死別又は離別し、子以外の扶養親族(合計所得金額48万円以下)を有する方若しくは夫と死別した方(どちらも合計所得金額500万円以下)	26万円	⑰
ひとり親控除	婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子(総所得金額等48万円以下)を有する単身者(合計所得金額500万円以下)※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」等と記載がある方は対象外(寡婦控除も同様)	30万円	⑱
勤労学生控除	大学や高等学校などの学生・生徒で、合計所得金額が75万円以下で、給与等以外の所得が10万円以下の方	26万円	⑲
障害者控除	本人や扶養親族の方が、身体障害者手帳、療育手帳等の交付を受けている場合	26万円 ※特別障害者(身体障害者手帳1、2級又は療育手帳A、A等)の方は、30万円(同居の特別障害者は53万円)	⑳
配偶者控除	生計を一にしている配偶者の合計所得金額が48万円以下の方 ※本人の合計所得金額が900万円を超えると控除額が減少し、1,000万円を超える場合には適用できません。	33万円 ※配偶者が昭和30年1月1日以前生まれの方は、38万円 ※本人の合計所得金額が900万円を超える場合は、4 ページの別表5により計算	㉑
配偶者特別控除	本人の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の方	4 ページの別表5により計算	㉒
扶養控除	合計所得金額が48万円以下の生計を一にする親族を扶養している方 年少扶養親族(16歳未満)は市民税・県民税の計算上必要となることがありますので、16歳未満の扶養親族欄に記載してください。※3 ページ参照	・一般の扶養親族(下記以外。ただし、年少扶養親族(H21.1.2以後生まれ)を除く) 33万円 ・特定扶養親族(H14.1.2～H18.1.1生まれ) 45万円 ・老人扶養親族(S30.1.1以前生まれ) 38万円 ・同居老親等(本人または配偶者の直系尊属で、同居の老人扶養親族) 45万円	㉓
基礎控除	合計所得金額が2,400万円超の方は3段階で減減します。	43万円→29万円→15万円→0(2,500万円超)	㉔
雑損控除	災害や盗難により生活用資産に損害を受けた方	詳しくは、市民税課までお問い合わせください。	㉕
医療費控除	令和6年中に10万円(又は総所得金額等の5%との少ない方)以上の医療費を支払った方 ※医療費の明細書添付	(支払った医療費－保険等の補てん金)－(10万円と総所得金額等の5%との少ない方)	㉖
医療費控除(特例)	令和6年中に1万2千円以上のスイッチOTC医薬品を購入した方	購入金額－保険等の補てん金－1万2千円 ※控除上限額8万8千円	

3. 税額から差し引かれる金額の計算

寄附金控除 申告書裏面の「15 寄附金に関する事項」に記載してください。
対象寄附金・控除方式など、詳しくは市民税課までお問い合わせください。

マイナンバーを記入してください。

令和7年度(令和6年分所得) 市民税・県民税 国民健康保険税 申告書

ひたちなか市長殿
7年3月1日提出

個人番号	〇〇〇〇××××△△△△			
現住所	ひたちなか市東石川2丁目10番1号		業種 職業	会社員
1月1日現在の住所	同上		電話番号	273-0111
フリガナ	イバラキ タロウ	生年月日	世帯主の氏名	続柄
氏名	茨城 太郎	明・大・平・令 33年 11月 1日	茨城 太郎	本人

※宛名番号	
※指	※整
※住申不要	※
※資料有・無	

分譲課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税・国民健康保険税申告書(分譲課税等用)」をあわせて提出してください。
この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料
	源泉徴収票のとおり	78,200円
	国民健康保険税	136,800円
	国民年金保険料	162,120円
	合計	377,120円
15 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
		120,000円
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
16 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
	30,000円	50,000円
17-19 障害者控除	氏名	茨城 一郎
	障害の程度	身体障害 1級
20 配偶者控除	配偶者の氏名	茨城 花子
	生年月日	明・大・平・令 47・10・10
	配偶者の合計所得金額	380,000円
21-22 扶養控除	氏名	茨城 梅子
	生年月日	明・大・平・令 12・3・8
	同居の区分	同居
	控除額	45万円
	氏名	茨城 桜子
	生年月日	明・大・昭・平・令 14・9・6
	同居の区分	同居
	控除額	45万円
16歳未満の扶養親族	氏名	茨城 一郎
	生年月日	平・令 21・1・5
	同居の区分	同居
	控除額	900,000円
26 雑損控除	支払った医療費等	350,000円
	保険金などで補てんされる金額	120,000円

1 収入金額等	事業	営業等	ア	783,200円
		農 業	イ	1,695,000円
		不動産	ウ	
		利 子	エ	
		配 当	オ	
		給 与	カ	1,500,000円
		公的年金等	キ	2,000,000円
		業 務	ク	100,000円
		その他	ケ	
		総合譲渡	コ	
		短期	サ	
		長期	シ	
2 所得金額	事業	営業等	①	216,300円
		農 業	②	571,000円
		不動産	③	
		利 子	④	
		配 当	⑤	
		給 与	⑥	850,000円
		公的年金等	⑦	900,000円
		業 務	⑧	80,000円
		その他	⑨	
		合計(⑦+⑧+⑨)	⑩	
		総合譲渡・一時	⑪	
		合 計	⑫	2,617,300円
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	377,120円	
	小規模企業共済等掛金控除	⑭		
	生命保険料控除	⑮	35,000円	
	地震保険料控除	⑯	25,000円	
	寡婦、ひとり親控除	⑰~⑱		
	障害者控除	⑲~⑳	530,000円	
	配偶者(特別)控除	㉑	330,000円	
	扶養控除	㉒	900,000円	
	基礎控除	㉓	4,300,000円	
	⑬から㉑までの計	㉔	2,627,120円	
	雑損控除	㉕		
	医療費控除	㉖	130,000円	
	合計(㉔+㉕+㉖)	㉗	2,757,120円	

※印の欄には記載しないでください。

※16歳未満の扶養親族がいる場合は、市民税・県民税の計算上必要となることがありますので、必ず記入してください。

※本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合、本人と生計を一にする配偶者がおり、配偶者の合計所得金額が48万円以下の方はし点を記入してください。

※セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を受ける場合には、区分欄に1と記入してください。

※4ページの所得金額調整控除に該当する場合は、調整後の金額を記入してください。所得金額調整控除額の算出方法(特定支出なしの場合)
例: 給与所得と公的年金等の雑所得がある場合
給与所得控除後の給与等金額: (150万円-55万円)=95万円・・・A
公的年金等の雑所得の金額: (200万円-110万円)=90万円・・・B
A、Bの所得額より調整控除額(給与分10万円+年金分10万円)-10万円=10万円・・・C
10万円をAの給与等金額より差し引く(最大10万円): A-C=85万円
所得金額調整控除後の給与記載金額: ★85万円★

※合計所得金額が下記の場合は、基礎控除額は減額します。朱書き修正してください。
合計所得金額: 2,400万円超 2,450万円以下 → 290,000
合計所得金額: 2,450万円超 2,500万円以下 → 150,000
合計所得金額: 2,500万円超 → 0

●別表1 給与所得の計算

給与収入金額 (円)	給与所得金額 (円)
1,619,000 未満	収入 - 550,000
1,619,000 以上 1,620,000 未満	1,069,000
1,620,000 以上 1,622,000 未満	1,070,000
1,622,000 以上 1,624,000 未満	1,072,000
1,624,000 以上 1,628,000 未満	1,074,000
1,628,000 以上 1,800,000 以下	A × 2.4 + 100,000
1,800,000 超 3,600,000 以下	A × 2.8 - 80,000
3,600,000 超 6,600,000 以下	A × 3.2 - 440,000
6,600,000 超 8,500,000 以下	収入 × 0.9 - 1,100,000
8,500,000 超	収入 - 1,950,000

※Aの金額は、給与収入金額を「4」で割り、千円未満を切り捨てて。

※所得金額調整控除→収入850万超で特別障害に該当する又は年齢23歳未満の扶養親族を有する若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する方。控除額=(給与等の収入(1,000万超は1,000万とする)-850万)×0.1

※給与所得及び公的年金雑所得があり、その合計額が10万を超える場合は、所得金額の計算の際に、所得金額調整控除として給与所得の金額から差し引く。控除額=(給与所得×1+公的年金等雑所得×1)-10万 ※1所得が10万超の場合は10万

●別表2 公的年金等の所得の計算(雑所得)

65歳未満の方(昭和35年1月2日以後生まれ)	
年金収入金額(円)	年金の所得金額(円)
1,300,000 以下	収入 - 600,000
1,300,000 超 4,100,000 以下	収入 × 0.75 - 275,000
4,100,000 超 7,700,000 以下	収入 × 0.85 - 685,000
7,700,000 超 10,000,000 以下	収入 × 0.95 - 1,455,000
10,000,000 超	収入 - 1,955,000
65歳以上の方(昭和35年1月1日以前生まれ)	
年金収入金額(円)	年金の所得金額(円)
3,300,000 以下	収入 - 1,100,000
3,300,000 超 4,100,000 以下	収入 × 0.75 - 275,000
4,100,000 超 7,700,000 以下	収入 × 0.85 - 685,000
7,700,000 超 10,000,000 以下	収入 × 0.95 - 1,455,000
10,000,000 超	収入 - 1,955,000

※1円未満の端数は切り捨てになります。※公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万超の場合は、以下のとおり。
合計所得金額：1,000万超2,000万以下→上記の控除額-10万
合計所得金額：2,000万超→上記の控除額-20万

●別表3 生命保険料控除の計算

一般の生命保険料	新契約の生命保険料		個人年金保険料	新契約の個人年金保険料	
	支払保険料(円)	控除額(円)		支払保険料(円)	控除額(円)
	12,000 以下	支払保険料の全額		12,000 以下	支払保険料の全額
	12,001 以上 32,000 以下	支払保険料 ÷ 2 + 6,000		12,001 以上 32,000 以下	支払保険料 ÷ 2 + 6,000
	32,001 以上 56,000 以下	支払保険料 ÷ 4 + 14,000		32,001 以上 56,000 以下	支払保険料 ÷ 4 + 14,000
	56,001 以上	28,000		56,001 以上	28,000
	旧契約の生命保険料			旧契約の個人年金保険料	
	支払保険料(円)	控除額(円)		支払保険料(円)	控除額(円)
	15,000 以下	支払保険料の全額		15,000 以下	支払保険料の全額
	15,001 以上 40,000 以下	支払保険料 ÷ 2 + 7,500		15,001 以上 40,000 以下	支払保険料 ÷ 2 + 7,500
40,001 以上 70,000 以下	支払保険料 ÷ 4 + 17,500	40,001 以上 70,000 以下	支払保険料 ÷ 4 + 17,500		
70,001 以上	35,000	70,001 以上	35,000		
介護医療保険料	介護医療保険料				
	支払保険料(円)	控除額(円)			
	12,000 以下	支払保険料の全額			
	12,001 以上 32,000 以下	支払保険料 ÷ 2 + 6,000			
	32,001 以上 56,000 以下	支払保険料 ÷ 4 + 14,000			
56,001 以上	28,000				

※新契約とは、平成24年1月1日以後に締結した保険契約をいいます。
※旧契約とは、平成23年12月31日以前に締結した保険契約をいいます。
※新契約と旧契約の両方がある場合は、それぞれの控除額の合計額(最高28,000円)ただし、旧契約のみの控除額が28,000円を超える場合は、旧契約の控除額(最高35,000円)
※一般の生命保険料と個人年金保険料と介護医療保険料がある場合は、それぞれの控除額の合計額(最高限度70,000円)
※1円未満の端数は切り上げになります。

●別表4 長期損害保険料控除の計算

※平成18年12月31日までに契約した場合に限る

支払長期損害保険料(円)	地震保険控除に含まれる額(円)
5,000 以下	支払保険料の全額
5,001 以上 15,000 以下	支払保険料 ÷ 2 + 2,500
15,001 以上	10,000

※同一の契約で地震保険契約と長期損害保険契約のいずれも該当する場合には、いずれか一方のみの契約に該当するものとして控除額を計算します。

※この経過措置に係る控除額と地震保険料控除の両方を適用できる場合は、控除額の上限が25,000円となります。

※1円未満の端数は切り上げになります。

※申告期間中は大変混雑し、電話が非常につながりにくくなっております。
お問い合わせは、申告期間前をお願いします。

●別表5 配偶者控除及び配偶者特別控除の計算

配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超
		配偶者控除	48万円以下	33万円	22万円
	70歳以上の老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	
	100万円超105万円以下	31万円	21万円		
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	
	133万円超	控除の適用なし			

— 市民税・県民税の申告に関するお問い合わせ —

〒312-8501 ひたちなか市東石川2丁目10番1号
ひたちなか市総務部税務事務所 市民税課
電話 029 (273) 0111 内線3123~3125

— 所得税の確定申告に関するお問い合わせ —

〒313-8686 常陸太田市金井町3662番地
太田税務署
電話(代表) 0294 (72) 2171